

岩手県過疎地域持続的発展計画

令和8年3月策定

目 次

I 基本的な事項	・・・ 1
1 計画策定の趣旨	
2 計画期間	
3 持続的発展の基本方針	
4 目標	
5 計画の推進	
II 事業計画	・・・ 3
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	・・・ 3
(1) 移住及び定住の促進	
(2) 地域間交流	
(3) 人材育成	
2 産業の振興	・・・ 4
(1) 農林水産業の振興	
(2) 地場産業の振興	
(3) 企業の誘致	
(4) 起業の促進	
(5) 商業の振興	
(6) 情報通信産業の振興	
(7) 観光産業の振興	
3 地域における情報化	・・・ 10
(1) 情報通信基盤の整備	
(2) 情報化の推進	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	・・・ 11
(1) 国道、県道及び市町村道等の整備	
(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備	
(3) 交通確保対策	
5 生活環境の整備	・・・ 14
(1) 生活環境の向上に資する施設の整備	
(2) 消防・救急体制の整備	
(3) 住宅の整備	
(4) 防災施設の整備等	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	・・・ 16
(1) 子育て環境の確保	
(2) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策	
7 医療の確保	・・・ 18
(1) 無医地区対策	
(2) 医療体制の整備	
8 教育の振興	・・・ 18
(1) 施設の整備・活用	
(2) 教育機会の提供	
(3) 情報通信技術等を活用した教育及び学習の充実	
9 集落の整備	・・・ 20
10 地域文化の振興	・・・ 20
(1) 文化芸術の振興等に係る施設の整備・活用	
(2) 担い手の育成	

- 11 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生 . . . 21
- (1) 自然的特性を生かしたエネルギーの利用
 - (2) 地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用推進
 - (3) 自然環境の保全及び再生

Ⅲ その他地域の持続的発展に関し必要な事項 . . . 23

I 基本的な事項

1 計画策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（以下「法」という。）の規定に基づき、岩手県が過疎市町村の持続的発展に向けて実施する事業費及び県内過疎市町村に対する財政上の特例措置を明らかにするため、「岩手県過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

3 持続的発展の基本方針

本県では、人口の著しい減少等に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある、いわゆる「過疎地域」の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに地域の特性を生かした振興に寄与するため、法の規定に基づき、令和7年12月に「岩手県過疎地域持続的発展方針（以下「岩手県過疎方針」という。）」を策定したところです。

岩手県過疎方針は、「いわて県民計画（2019～2028）（以下「県民計画」という。）」に掲げる10の政策分野と「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略（以下「総合戦略」という。）」との整合性を図りながら、過疎地域の持続的発展のために本県が実施すべき取組の方針を示しています。特に、総合戦略は、県民一人ひとりの希望の実現を図るためにふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標などを定めたものであり、本計画と一体的に取組を進めていくものです。

本県では、岩手県過疎方針で示した過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に沿って、本計画に掲げる事業費を推進していきます。

なお、本計画に基づく過疎対策の推進に当たっては、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めます。

<過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策>

- 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 2 産業の振興
- 3 地域における情報化
- 4 交通施設の整備、交通手段の確保
- 5 生活環境の整備
- 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進
- 7 医療の確保
- 8 教育の振興
- 9 集落の整備
- 10 地域文化の振興
- 11 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生

4 目標

過疎地域の自立のためには、地域の担い手となる人材を確保し、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現させる必要があります。

しかし、本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和5年推計）によれば、2040年には約92万人になることが見込まれており、またその後においても人口減少は止まらず、2050年には約78万人まで減少すると推計されています。この推計は、何ら対策を講じず、現在の社会減や出生率がこのまま継続することを前提としています。

人口の著しい減少に伴い地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある過疎地域が、非過疎地域を目指し持続的に発展していくためには、人口減少の要因の根底にある様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換するとともに、農林水産業やものづくり産業、観光産業等の幅広い基幹産業を有しているなどの本県の良さを生かしながら、過疎地域の持続的な発展に向けた取組を強化していくことが重要です。

本計画では、総合戦略における取組も踏まえ、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換し、生活の満足度の向上を図り、過疎地域における人口減少の大きな要因である社会減をゼロにするため、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに地域の特性を生かした振興に寄与するための取組を進めていきます。

なお、今後の総合戦略の策定動向を踏まえ、本計画の目標値を必要に応じて見直すこととします。

様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に転換し、生活の満足度の向上を目指します。

- 生活満足度が高い人の割合の上昇：36.7%（令和4年）⇒36.7%を上回る（令和12年）
- 生活満足度が低い人の割合の低下：33.0%（令和4年）⇒33.0%を下回る（令和12年）

計画期間内に、県外への転出超過を解消する社会減ゼロを実現します。

- 人口の社会増減：△4,113人（令和4年）⇒0人（令和12年）

5 計画の推進

毎年度、県民計画や総合戦略の評価も踏まえ、行政関係者や学識経験者、民間経験者などで構成される第三者会議における委員の意見を踏まえて評価します。

また、毎年度ローリング方式により見直しを行い、計画の弾力的な推進を図ります。

II 事業計画

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住及び定住の促進

事業区分・事業名称	事業内容
いわて地域おこし協力隊活動推進事業費	地域外の人材を県の地域おこし協力隊として委嘱し、地域の振興等に従事してもらうとともに定住・定着を図る取組を実施
地域おこし協力隊活動支援事業費	地域おこし協力隊経験者等を核としたネットワークや市町村と連携し、新たに中間支援組織等の関係団体相互の交流を推進するなど地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び任期終了後の定着に向けた支援を包括的に実施
いわて移住・定住促進事業費	本県への定住・交流人口の拡大を促進するため、相談窓口の運営やイベントの開催等による市町村等と連携した全県的な移住推進の取組を実施するほか、移住定住に関する情報発信を強化するため、いわて暮らしアンバサダーとの意見交換会を開催
いわて暮らし応援事業費	U・Iターン支援を一層強化するため、東京23区からの移住者を対象とした国・市町村と連携した移住支援金に加え、新たに市町村との連携による全国からの若者・女性のU・Iターンを対象とした移住支援金を創設
いわてターン促進事業費	地方移住への関心の高まりを本県へのU・Iターンにつなげるため、お盆や年末年始に帰省者や岩手ファンに向けたプロモーションを実施
いわて就業促進事業費	県内就業及びU・Iターンによる県内企業の人材確保を促進するため、県内企業と求職者やU・Iターン希望者とのマッチング支援、県内企業によるインターンシップの実施に対する支援等を実施するほか、外国人インターンシップの受入費用を補助する市町村を支援
県外人材等U・Iターン推進事業費	U・Iターン就職者の増加を図るため、県外若手人材等に対し、本県で生活するメリットをPRするとともに、求人情報の提供や職業紹介等を実施
いわてとつながろう働く魅力発信事業費	本県への将来的な地元定着やU・Iターン就職を促進するため、Z世代向け就活応援メディア「みんなの想職活動」を運営し、高校生・大学生等の若者に向けて岩手で働く魅力・価値を発信
若者・移住者等空き家利活用支援事業費補助	若者世代及び県外からの移住希望者を対象に、市町村の「空き家バンク」に登録された空き家の取得・改修費用に要する経費を補助
若者・地域応援住宅支援事業費	若者の県内定着の支援とともに、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、通信環境を整備した県営住宅を低廉な家賃で若者等に提供
いわてお試し居住体験事業費	人手不足分野に就職した場合の入居期間の延長などの見直し

	を行い、県外からの移住希望者に対して家電等を整備した県営住宅を低廉な家賃で提供
--	---

(2) 地域間交流

事業区分・事業名称	事業内容
いわて地域おこし協力隊活動推進事業費 (再掲)	地域外の人材を県の地域おこし協力隊として委嘱し、地域の振興等に従事してもらうとともに定住・定着を図る取組を実施
地域おこし協力隊活動支援事業費 (再掲)	地域おこし協力隊経験者等を核としたネットワークや市町村と連携し、新たに中間支援組織等の関係団体相互の交流を推進するなど地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び任期終了後の定着に向けた支援を包括的に実施
いわて関係人口拡大ムーブメント推進事業費	官民協働による関係人口拡大ネットワークの形成とふるさと納税の普及拡大などブランド力の向上による関係人口施策の強化により、ふるさと住民登録制度に呼応した関係人口の量的拡大・質的向上を推進

(3) 人材育成

事業区分・事業名称	事業内容
いわて地域おこし協力隊活動推進事業費 (再掲)	地域外の人材を県の地域おこし協力隊として委嘱し、地域の振興等に従事してもらうとともに定住・定着を図る取組を実施
地域おこし協力隊活動支援事業費 (再掲)	地域おこし協力隊経験者等を核としたネットワークや市町村と連携し、新たに中間支援組織等の関係団体相互の交流を推進するなど地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び任期終了後の定着に向けた支援を包括的に実施

2 産業の振興

(1) 農林水産業の振興

ア 農業

事業区分・事業名称	事業内容
かんがい排水事業費	農業用水の安定的な確保、農地及び住居への溢水被害等の防止、水利用・水管理の効率化・省力化を図るため、ダム、頭首工、揚排水機場、用排水路等の基幹的農業水利施設を整備（新設・更新等）
畑地帯総合整備事業費	地域特性を活かした園芸産地を確立するため、畑地帯における農業用排水路、区画整理、農道等の生産基盤を総合的に整備
基幹水利施設ストックマネジ	基幹的農業水利施設の長寿命化を図るため、機能保全計画を

メント事業費	策定し、計画に基づく機能保全対策工事を実施
経営体育成基盤整備事業費	地域の中心となる経営体の育成を図るため、ほ場の大区画化や排水改良などの生産基盤の整備と担い手への農地集積を一体的に推進
中山間地域総合整備事業費	地域特性を生かした農業と活力ある農村づくりを促進するため、地域の実情に応じた農業生産基盤や農村生活環境基盤を整備
農村地域防災減災事業費	施設の機能回復や災害の未然防止のため、地域の実情に即した農業用施設の整備や保全等を総合的に実施
農地維持支払交付金	農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、水路の泥上げや農道の砂利補充など、農地や農業用水路等を守る地域共同活動を支援
資源向上支払事業費	農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のため、水路等の長寿命化や農村環境保全活動など、地域資源の質的向上を図る地域共同活動を支援
いきいき農村基盤整備事業費補助	いきいきとした岩手の農業・農村を創り上げていくため、中山間地域等の耕作条件が不利な小規模農地等を対象とした簡易な基盤整備や、スマート農業の導入に向けた取組に要する経費を補助
中山間地農業農村活性化推進対策事業費	いわて農業生産強化ビジョンに掲げる中山間地域の展開方向の実現に向け、農村RMO形成や中山間地域の農業モデル事例創出に向けた取組を支援するほか、新たに地域リーダー等の地域づくりプロデュース力の向上を図る研修等を実施
こころ高まる農山漁村感動体験創出事業費	都市と農山漁村の交流人口拡大を図るため、多様な旅行者ニーズに対応できる人材の確保・育成や、農山漁村への体験型教育旅行等の誘致活動等を実施
畜産基盤再編総合整備事業費	飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営体を育成するため、草地の造成改良及び整備改良や、草地利用に必要な施設や機械を設置及び導入し、地域における畜産経営基盤を整備
畜産競争力強化整備事業費補助	畜産農家の収益性向上を図るため、「畜産クラスター計画」に位置づけられた中心的経営体を実施する家畜飼養管理施設等の整備に要する経費を補助
中山間地域等直接支払事業費	中山間地域等において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、交付金を交付
いわて地域ぐるみ6次産業化支援事業費	地域ぐるみの6次産業化を促進するため、農林漁業者と商工業者等が連携して行う特産品開発や販路拡大等の取組を支援
地域資源活用価値創出対策事業費	地域資源を活用した新たな事業費価値の創出を促進するため、「地域資源活用価値創出」に取り組む農林漁業者等へのプランナーの派遣等を実施

イ 林業

事業区分・事業名称	事業内容
いわての森林づくり推進事業費（いわて環境の森整備事業費）	森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、公益上重要な伐採跡地への植栽、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐、森林整備に必要な作業道の整備や気象被害等を受けた森林の整備への支援のほか、新たに公益的機能を増進する若齢林の整備、林野火災による被災木の除去や林野火災跡地への植栽等を支援
いわての森林づくり推進事業費（県民参加の森林づくり促進事業費）	県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動や、森林でのクマ等の出没抑制を図る緩衝帯の整備を支援
しいたけ等特用林産振興対策事業費	しいたけ等特用林産物の生産振興を図るため、生産技術の向上に向けた研修会や、生産者と連携した普及啓発活動のほか、新規参入者の確保・定着を図るためのほだ木整備に要する経費を補助
木材産業振興対策事業費（地域木材流通促進資金貸付金）	県が金融機関に資金を預託し、木材関係事業者へ貸し付けることにより、経営安定化を支援
木質バイオマス熱電利用促進事業費	木質バイオマスの利用を促進するため、フォーラムの開催による普及啓発やコーディネーターの派遣による技術指導のほか、「熱電併給システム」の普及に向けた研修会等を実施
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費（施設等整備事業費）	カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、木材加工施設や先進的な林業機械等の整備を支援
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費（林業機械リース支援事業費）	カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、リースによる先進的な林業機械の導入を支援
林業・木材産業構造改革推進事業費	林業構造改善事業費等で木材加工施設等を整備した事業者（経営悪化等）に対して、中小企業診断士等による改善指導を行い、早期に健全な経営へと導くための支援を実施
特用林産施設等体制整備事業費補助	しいたけ生産者の経営基盤の強化を図るため、しいたけ原木等の生産資材の導入等に要する経費を補助
きのこ原木等処理事業費補助	原木しいたけの産地再生を図るため、使用自粛となったしいたけ原木及びほだ木の処理や、跳ね返り防止資材敷設等ほだ場の生産環境整備に要する経費を補助
いわての県産木材利用促進事業費（木造建築設計技術者等育成・需要拡大事業費）	県産木材の新たな需要創出を図るため、県産木材活用住宅等のPR、木造建築設計技術者等の養成、木造建築アドバイザーによる技術指導等を実施
いわての県産木材利用促進事業費（需要創出・販路拡大事業費）	県産木材の販路拡大を図るため、全国規模の木材製品展示商談会への出展支援やPRイベント等の実施、木材ショールーム

費)	への出展のほか、新たに第3期県産木材等利用促進行動計画を策定するための懇談会を開催
森林整備地域活動支援事業費	計画的かつ適切な森林整備を推進し、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、森林経営計画の作成や集約化施策の実施に必要な地域活動を支援
岩手県緑の担い手確保・育成事業費	地域の森林経営管理の主体となる「意欲と能力のある林業経営体」を育成するため、林業経営体の体質強化に向けた体系的な人材育成研修や専門家による技術指導等を実施
森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費（間伐・路網・再造林関係）	木材搬出コストの低減や森林資源の持続的な利用を促進するため、森林組合等が実施する間伐や主伐から再造林の一貫作業等に要する経費を補助
松くい虫等防除事業費	松林及び広葉樹林を松くい虫及びナラ枯れ被害から守るため、松くい虫等防除監視員の設置や市町村が実施する駆除等の防除対策を支援するほか、新たな被害先端地において重点的に実施する被害木駆除に要する経費を補助
森林整備事業費補助	森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、市町村等が実施する森林経営計画の認定森林等における再造林や間伐等に要する経費を補助

ウ 水産業

事業区分・事業名称	事業内容
水産流通基盤整備事業費 水産環境整備事業費 水産物供給基盤機能保全事業費 漁港施設機能強化事業費	漁船の安全係留や水産物の効率的な生産・流通体制の構築等を図るため、漁港・漁場の整備及び既存施設の機能保全等を推進
いわて水産アカデミー運営支援事業費	新たな漁業就業者の確保や地域をリードする漁業者の育成を図るため、生産技術や経営手法を習得できる「いわて水産アカデミー」の運営を支援
漁業担い手確保・育成総合対策事業費	水産業の復興を担う漁業者の育成等を図るため、地域が一体となった就業希望者の受入体制を構築し、研修会や漁業者への技術指導などの取組を実施
水産業改良普及費	本県漁業の生産性の向上、経営の近代化及び技術の改良のため、漁業就業者に沿岸漁業等に関する技術及び知識の普及教育を実施
水産多面的機能発揮対策事業費	藻場等が有する水産資源の保護・培養や水質浄化等の多面的機能の維持・発揮のため、漁業者等が行う藻場等の保全活動を支援
さけ、ます増殖緊急強化対策事業費	サケ・マス類資源の回復を図るため、大型で遊泳力の高い強靱なサケ稚魚生産技術の現場実装への支援、サクラマスの資源

	造成に向けた研究等を実施
さけ資源緊急回復支援事業費補助	サケ資源の回復を図るため、親魚の確保等に要する経費を補助

(2) 地場産業の振興

事業区分・事業名称	事業内容
いわて地場産業振興支援事業費	本県地場産業の振興を図るため、伝統工芸、漆、アパレル等の事業者の経営力を強化するとともに、製品の付加価値向上などを通じた人材育成等の取組を推進
アパレル・漆等いわて価値創造産業支援事業費	北いわての特色ある地場産業を中心に、販路開拓や人材育成及び魅力発信を行うほか、県内外の学生等の積極的な事業への参画を図りながら、未来を担う人材の育成や当該地場産業の振興を推進
今こそ買うなら岩手のものEC交易展開事業費	ECサイトを活用した県産品等の販売するWEB百貨店を設置し、県内外をターゲットとした交流人口・岩手ファンの拡大を図るとともに、新規・継続出展者を対象としたセミナーの開催などによるフォローアップを通じ、事業者の販売力を強化する取組を実施
いわて食の新商品開発支援事業費	岩手県産業創造アドバイザー等の派遣指導や、水産加工業をはじめとする食産業事業者への相談会の開催等に加え、その後の進捗状況把握や課題の洗い出し等による事業者へのフォローアップに取り組み、売れる商品づくりの取組を総合的に支援
いわて食の販路拡大事業費	県内食産業事業者の商談の機会を確保するため、県内外での食の商談会や大手量販店と連携した新たなフェアを開催
いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業費	ファンドの運用益を活用し、創業、新分野への進出や商品開発、地域資源を活用する事業費若しくは経営革新等の新事業活動又は商店街活性化に取り組む事業者等を支援
いわて新事業活動促進支援事業費補助	三陸沿岸地域の水産加工業をはじめとする食産業事業者の新たな事業活動を促進するため、中小機構及び県内金融機関と連携した「いわて希望応援ファンド」を活用し、運用益と合わせた補助事業を実施
いわて希望応援ファンド（農商工連携型）地域活性化支援事業費	ファンドの運用益を活用し、県内の中小企業者と農林水産業者の連携（農商工連携）による新事業費活動を支援
水産加工業連携新活動促進事業費	水産加工業者が経営課題解決に向けて、他の企業等と連携して取り組む新たな活動に対する経費を支援

(3) 企業の誘致

事業区分・事業名称	事業内容
企業立地促進奨励事業費補助	企業の立地を促進するため、市町村が行う企業立地促進奨励

	事業費に要する経費の一部を補助
企業立地促進資金貸付金	県内に工場等を新設・増設する企業に対して、長期低利の資金を融資
特定区域制度による企業に対する支援	特定区域内において工場等を新設・増設する企業に対して、大型補助、税（不動産取得税及び事業費税）の減免、融資枠の拡大を実施
地域未来投資促進法に基づく支援	地域の特性を活用した事業費の生み出す経済効果を最大化するため、県の基本計画に基づき事業者が策定する事業計画を県が承認した場合に、税制優遇（不動産取得税の免除）を実施
地域再生法に基づく支援	企業の本社機能の移転・拡充を促進するため、税制優遇（不動産取得税及び事業費税の減免）及び企業立地促進奨励事業費補助金の補助要件緩和・補助率加算を実施
農村地域産業導入促進法に基づく支援	農村地域への産業の導入を計画的に促進し、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、市町村が策定する実施計画への支援を実施

(4) 起業の促進

事業区分・事業名称	事業内容
起業・スタートアップ推進事業費	「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」による関係機関の連携を通じ、地域経済の新たな担い手となる起業家の成長を支援するとともに、新たに女性起業家同士が互いに成長支援を行う場として「(仮称) いわて女性起業家ネットワーク」を設立・運営
いわて起業家育成資金貸付金	新規創業者に対して、開業に必要な資金を貸付
いわて希望応援ファンド地域活性化支援事業費 (再掲)	ファンドの運用益を活用し、創業、新分野への進出や商品開発、地域資源を活用する事業若しくは経営革新等の新事業活動又は商店街活性化に取り組む事業者等を支援

(5) 商業の振興

事業区分・事業名称	事業内容
商店街にぎわい創出支援事業費	個店の魅力創出を通じた商店街全体でのにぎわい創出を図るため、個店の経営力向上の取組を支援

(6) 情報通信産業の振興

事業区分・事業名称	事業内容
情報関連産業競争力強化事業費	デジタル化を支えるIT産業の成長を促進するため、県内外企業との取引拡大、産学官の連携強化等の取組を一体的に推進

(7) 観光産業の振興

事業区分・事業名称	事業内容

三陸観光地域づくり推進事業費	三陸DMOセンターと連携し、三陸地域の特色を生かした観光地域づくりと、観光情報の発信や観光資源を生かした周遊型滞在の仕組みづくりを推進
いわて観光キャンペーン推進協議会事業費	県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業を実施するほか、新たに石川県との連携協定に基づく直通新幹線の運行を契機とした相互交流の促進に向けた観光プロモーションを実施

3 地域における情報化

(1) 情報通信基盤の整備

事業区分・事業名称	事業内容
携帯電話等エリア整備事業費補助	携帯電話の利用可能地域の拡大を促進するため、市町村が実施する基地局整備に要する経費の補助を実施

(2) 情報化の推進

事業区分・事業名称	事業内容
いわてデジタル化推進費	デジタル社会の実現に向け、産学官金が連携したDXの取組の推進、デジタル人材の確保・育成等を実施するとともに、行政DXの推進に向け、データ利活用やオープンデータ化の取組を実施
市町村行政デジタル化支援事業費	市町村における行政手続のオンライン化の推進に向け、電子申請システムの共同利用を促進するほか、新たに公共施設予約システムを共同調達し、住民サービスの向上を図る取組を支援

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 国道、県道及び市町村道の整備

事業区分・事業名称	事業内容
基幹的な市町村道の整備 (県代行)	過疎地域の持続的発展を支援するため、主要集落相互間や、主要集落と主要公益的施設又は主要な生産施設を連絡する等の基幹的な市町村道のうち、事業費の緊急性や必要性、事業費規模等を勘案して、国土交通大臣が指定するものについて、県が市町村に代わってその整備を行うもの
県道等の整備	過疎地域における国道(県管理分)及び県道は、県内各広域振興圏あるいは広域振興圏内中心都市と過疎市町村とを結ぶ路線であるとともに、日常の暮らしを支える生活路線として重要であることから、地域の産業振興や、地域間の交流・連携、安全で安心な暮らしの確保に資するための整備を推進するもの <国道(県管理分)>

●改築 6路線 13,040m

- ・107号(大船渡市～住田町白石峠)
幅員 6.5(9.5)m 延長 2,700m
- ・281号(久慈市案内～戸呂町口)
幅員 6.0(9.5)m 延長 1,000m
- ・282号(八幡平市佐比内) 幅員 6.0(12.0)m 延長 760m
- ・282号(八幡平市五日市) 幅員 6.5(12.5)m 延長 700m
- ・340号(宮古市和井内～押角)
幅員 6.0(9.5)m 延長 1,700m
- ・340号(岩泉町浅内) 幅員 6.0(12.0)m 延長 1,400m
- ・340号(遠野市八幡～五日市)
幅員 6.5(12.0)m 延長 1,820m
- ・395号(久慈市～洋野町阿子木)
幅員 6.0(9.5)m 延長 2,290m
- ・456号(奥州市早稲田) 幅員 6.0(11.5)m 延長 670m

<県道>

●改築 16路線 16,806m

ア 主要地方道 7路線 7,536m

- ・盛岡横手線(西和賀町泉沢) 幅員 6.0(12.0)m 延長 786m
- ・二戸五日市線(二戸市柿ノ木平)
幅員 6.0(9.5)m 延長 1,880m
- ・本吉室根線(一関市津谷川) 幅員 5.5(9.2)m 延長 200m
- ・大船渡綾里三陸線(大船渡市中曾根)
幅員 5.5(9.5) 延長 1,400m
- ・軽米種市線(洋野町城内) 幅員 6.0(11.5)m 延長 540m
- ・二戸九戸線(二戸市白鳥)
幅員 6.0(9.5～12.0)m
延長 1,570m
- ・宮古岩泉線(岩泉町猿沢) 幅員 5.5(7.0)m
延長 1,160m

イ 一般県道 9路線 9,270m

- ・釜石住田線(住田町中塚) 幅員 6.0(9.0)m 延長 900m
- ・大川松草線(岩泉町本町～大広)
幅員 5.5(8.0)m 延長 1,300m
- ・玉里梁川線(奥州市梁川) 幅員 6.0(11.5)m 延長 1,500m
- ・普代小屋瀬線(岩泉町松林～坂本)
幅員 4.0(5.0)m 延長 1,830

m

- ・遠野住田線(遠野市下組町～六日町)

	幅員 6.0(13.5)m 延長 940m
	・二戸軽米線（軽米町新町） 幅員 5.0(10.0)m 延長 1,300m
	・金田一温泉線（二戸市金田一） 幅員 4.0(5.0)m 延長 500m
	・下宮守田瀬線（花巻市田瀬） 幅員 4.0(5.0)m 延長 360m
	・世田米矢作線（陸前高田市生出） 幅員 4.0(5.0)m 延長 640m
	ウ 都市計画道路 1路線 580m
	・都市計画道路上野西法寺線（高善寺工区） 幅員 6.0(17.0)m 延長 580m

(2) 農道、林道及び漁港関連道の整備

事業区分・事業名称	事業内容
農道整備	<p>強い農業の実現に向け、農業生産の効率化や農村地域の活性化を図るため、農道の新設や改良、既設農道の橋梁補修や交差点対策、路面改良等を実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠野東部地区 延長 9,623m ・上新田一ノ沢地区 延長 2,983m ・江刈中部3期地区 延長 444m ・褰主地区 延長 4,680m ・上野2期地区 延長 2,902m
林道（県代行）	<p>森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくための森林整備の基盤となる林道の整備を行うもの</p> <p>●開設 13路線 3,860m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畑福線 幅員 4.0m 延長 400m ・鈴峠2号線 幅員 4.0m 延長 250m ・鷹ノ巣・鰻沢線 幅員 5.0m 延長 420m ・安孫・平糠線 幅員 5.0m 延長 300m ・翁沢線 幅員 4.0m 延長 300m ・漆山線 幅員 4.0m 延長 240m ・赤沢線 幅員 4.0m 延長 370m ・渋梨一ノ渡線 幅員 4.0m 延長 360m ・三田貝線 幅員 4.0m 延長 200m ・平波沢線 幅員 5.0m 延長 420m ・牛伏高德線 幅員 4.0m 延長 360m ・朴館線 幅員 4.0m 延長 200m ・高倉沢線 幅員 4.0m 延長 40m <p>●改良（改築） 6路線 1,668m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松橋線 延長 300m

	<ul style="list-style-type: none"> ・惣畑向線 延長 55m ・ナイヨウ沢線 延長 0m ・小水内線 延長 750m ・黒崎峠線 延長 563m ・メズクメ線 延長 0m
林道（県事業）	<p>森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくための森林整備の基盤となる林道の整備を行うもの</p> <p>●開設 1路線 228m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花見舟打線 幅員 3.5m 延長 228m
漁港関連道整備	<p>漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化による漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るための道路整備を行うもの</p>

(3) 交通確保対策

事業区分・事業名称	事業内容
バス運行対策費	住民生活の重要な移動手段であるバス路線の維持を図るため、国庫補助制度に基づき、乗合バス事業者に対して、運行欠損額及び車両購入費を補助
地域バス交通支援事業費補助	住民生活の重要な移動手段であるバス路線の維持を図るため、市町村が行う生活交道路線の確保に要する経費を補助
地域公共交通再編・活性化推進事業費	効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を図るため、地域公共交通計画の評価等を行うとともに、市町村が実施する地域公共交通ネットワークの再編等を支援
三陸鉄道強化促進協議会負担金	三陸鉄道(株)の持続的な運営を支援するため、関係市町村と連携した利用促進に加え、沿線地域の魅力発信と誘客拡大のための事業を実施
三陸鉄道運営支援対策費	三陸鉄道(株)の持続的な運営を支援するため、関係市町村と連携し、設備の維持管理等に要する経費の補助等を実施
三陸鉄道安全輸送設備等整備事業費補助	三陸鉄道(株)の安全性向上を図るため、県と関係市町村が連携し、線路設備の改修等に要する経費を補助
三陸鉄道経営移管交付金	J R 山田線移管後の三陸鉄道(株)の持続的な運営を確保するため、経営移管後に生じる設備の維持管理等に要する経費に対して交付金を交付
被災地通学支援事業費補助	被災地において、公共交通事業者が実施する高校生等への通学費用の負担軽減支援に要する経費を補助
いわて銀河鉄道経営安定化対策費	I G Rいわて銀河鉄道(株)の経営安定化を支援するため、関係市町と連携し、設備維持や災害復旧に要する経費に対して交付金の交付等を実施
いわて銀河鉄道経営安定化基金積立金	I G Rいわて銀河鉄道による鉄道事業費の経営安定化を図ることを目的に、基金の積立てを行うもの

J Rローカル線活性化対策事業費	地域にとって欠くことができないJ Rローカル線の更なる利用促進を図るため、沿線自治体等が行う利用促進の取組に対する支援等を実施
公共交通利用推進事業費	公共交通に関する地域課題の解決支援を通じて、効率的な交通体系の構築を推進

5 生活環境の整備

(1) 生活環境の向上に資する施設の整備

事業区分・事業名称	事業内容																																
流域下水道の整備 (北上川上流流域及び磐井川流域下水道)	<p>北上川水系の水質保全と北上川流域の過疎市である奥州市や磐井川流域の過疎市である一関市の生活環境の向上を図るため、流域下水道の整備を推進するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北上川上流流域下水道事業費 (胆江処理区) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(全体計画)</td> </tr> <tr> <td>① 計画処理区域面積</td> <td>3,779ha</td> </tr> <tr> <td>② 計画処理人口</td> <td>64,270人</td> </tr> <tr> <td>③ 計画汚水量(日最大)</td> <td>30,815m³/日</td> </tr> <tr> <td>④ 幹線管渠延長</td> <td>20.72km</td> </tr> <tr> <td>⑤ 終末処理場の位置</td> <td>奥州市水沢姉体町地内</td> </tr> <tr> <td>⑥ ポンプ施設の箇所数</td> <td>2箇所</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・磐井川流域下水道事業費 (一関処理区) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(全体計画)</td> </tr> <tr> <td>① 計画処理区域面積</td> <td>2,043 ha</td> </tr> <tr> <td>② 計画処理人口</td> <td>40,850人</td> </tr> <tr> <td>③ 計画汚水量(日最大)</td> <td>17,910m³/日</td> </tr> <tr> <td>④ 幹線管渠延長</td> <td>8.92km</td> </tr> <tr> <td>⑤ 終末処理場の位置</td> <td>一関市中里地内</td> </tr> <tr> <td>⑥ ポンプ施設の箇所数</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容		(全体計画)		① 計画処理区域面積	3,779ha	② 計画処理人口	64,270人	③ 計画汚水量(日最大)	30,815m ³ /日	④ 幹線管渠延長	20.72km	⑤ 終末処理場の位置	奥州市水沢姉体町地内	⑥ ポンプ施設の箇所数	2箇所	事業内容		(全体計画)		① 計画処理区域面積	2,043 ha	② 計画処理人口	40,850人	③ 計画汚水量(日最大)	17,910m ³ /日	④ 幹線管渠延長	8.92km	⑤ 終末処理場の位置	一関市中里地内	⑥ ポンプ施設の箇所数	1箇所
事業内容																																	
(全体計画)																																	
① 計画処理区域面積	3,779ha																																
② 計画処理人口	64,270人																																
③ 計画汚水量(日最大)	30,815m ³ /日																																
④ 幹線管渠延長	20.72km																																
⑤ 終末処理場の位置	奥州市水沢姉体町地内																																
⑥ ポンプ施設の箇所数	2箇所																																
事業内容																																	
(全体計画)																																	
① 計画処理区域面積	2,043 ha																																
② 計画処理人口	40,850人																																
③ 計画汚水量(日最大)	17,910m ³ /日																																
④ 幹線管渠延長	8.92km																																
⑤ 終末処理場の位置	一関市中里地内																																
⑥ ポンプ施設の箇所数	1箇所																																
下水道事業債償還基金費補助	<p>市町村が実施する生活排水処理施設の整備に係る下水道事業費債の元利償還に充てるための減債基金等積立て経費に対して県が補助を行うもの</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業費名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共下水道事業費</td> <td>補助率：2.5%または3%以内</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業費</td> <td>補助率：10%以内</td> </tr> </tbody> </table>	事業費名	事業内容	公共下水道事業費	補助率：2.5%または3%以内	農業集落排水事業費	補助率：10%以内																										
事業費名	事業内容																																
公共下水道事業費	補助率：2.5%または3%以内																																
農業集落排水事業費	補助率：10%以内																																

	<table border="1"> <tr> <td>浄化槽事業費</td> <td>補助率：6/60 または 8.5/60 以内</td> </tr> <tr> <td>漁業集落排水事業費</td> <td>補助率：15%以内</td> </tr> </table>	浄化槽事業費	補助率：6/60 または 8.5/60 以内	漁業集落排水事業費	補助率：15%以内
浄化槽事業費	補助率：6/60 または 8.5/60 以内				
漁業集落排水事業費	補助率：15%以内				
浄化槽設置整備事業費補助	<p>浄化槽を設置する者に対して市町村が設置費用の補助を行う場合に、国と県が補助に要する費用を助成</p> <table border="1"> <tr> <td>事業内容</td> </tr> <tr> <td> 補助率：1 / 4 または 1 / 3（助成基準額に対して） （浄化槽設置に要する経費のうち、6/10 を設置者負担、4/10 を公費負担として助成基準額を設定し、市町村が設置者に対する補助を行う場合に、助成基準額の 1/3 を上限に国及び県がそれぞれ助成する。ただし、国が 1/2 の場合は県 1/4 とする。） </td> </tr> </table>	事業内容	補助率：1 / 4 または 1 / 3（助成基準額に対して） （浄化槽設置に要する経費のうち、6/10 を設置者負担、4/10 を公費負担として助成基準額を設定し、市町村が設置者に対する補助を行う場合に、助成基準額の 1/3 を上限に国及び県がそれぞれ助成する。ただし、国が 1/2 の場合は県 1/4 とする。）		
事業内容					
補助率：1 / 4 または 1 / 3（助成基準額に対して） （浄化槽設置に要する経費のうち、6/10 を設置者負担、4/10 を公費負担として助成基準額を設定し、市町村が設置者に対する補助を行う場合に、助成基準額の 1/3 を上限に国及び県がそれぞれ助成する。ただし、国が 1/2 の場合は県 1/4 とする。）					

(2) 消防・救急体制の整備

事業区分・事業名称	事業内容
消防・救急体制の整備	消防職員及び消防団員の資質向上を図るため、教育訓練を実施
救急医療対策費（救急安心センター事業費運営費）	県民の安心を確保するとともに医療機関の負担軽減を図るために、医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合に看護師等が相談に応じる専用ダイヤル（#7119）を設置

(3) 住宅の整備

事業区分・事業名称	事業内容
公営住宅建設事業費	住宅セーフティネットの構築を図るため、長寿命化計画を踏まえた県営住宅の改修等を実施

(4) 防災施設の整備等

事業区分・事業名称	事業内容
河川管理施設の整備	洪水等による被害から住民の生命や財産を守るため、河川改修等の整備を推進
土砂災害防止施設の整備	土砂災害による被害から住民の生命や財産を守るため、砂防堰堤等の施設を整備

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

事業区分・事業名称	事業内容
母子保健対策費（周産期医療対	総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み

策費等)	育てることができる環境づくりを推進するため、周産期母子医療センターの運営支援や周産期医療施設設備整備支援を実施するとともに、母体及び新生児の救急搬送時の連携を強化するため、医療用コミュニケーションアプリを活用して、救急現場の画像を共有しながら、救急隊や産科医療機関の間で情報連携を行う体制を構築
母子保健対策費（妊産婦アクセス支援事業費）	妊産婦の経済的負担を軽減するため、市町村による妊産婦の通院等への支援に要する経費に対し、1人当たり10万円を上限に補助
いわて子育て応援保育料無償化事業費補助	市町村が、幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の3歳未満児の保育料等を無償化する場合に要する経費を補助
いわて子育て応援在宅育児支援金	市町村が、保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯に対し、在宅子育てに係る支援金を支給する場合に要する経費を補助
岩手であい・幸せ応援事業費	“いきいき岩手”結婚サポートセンターを運営するとともに、市町村との連携強化を担う結婚支援コンシェルジュを配置し、婚活スキルアップセミナーを実施するなど、出会いや結婚を希望する県民への総合的な支援を実施
産後ケア利用促進事業費補助	産後ケア事業の利用者の経済的負担を軽減し、支援を必要とする者が適切な支援を受けられる体制を整備
産後ケア受け皿拡充事業費	産後ケア事業の拡充を図るため、複数市町村から事業を受託する産科医療施設等に対し、新規実施や受入枠拡充に必要な専門職の配置経費を補助
児童福祉施設等整備費補助（児童館等施設整備費補助）	市町村が行う児童厚生施設、放課後児童クラブの整備に要する経費を補助
児童福祉施設等整備費補助（認定こども園等環境整備費補助）	子どもを安心して育てることができる環境整備を図るため、認定こども園や幼稚園が実施する遊具の整備等に要する経費を補助
地域子育て活動推進事業費	放課後児童の健全な育成を図るため、放課後児童支援員の認定資格研修及び資質向上研修を実施
保育対策総合支援事業費	保育士の確保を図るため、保育士・保育所支援センターの運営等を行うほか、医療的ケア児を保育するための保育所等の体制整備等に対する補助を行うとともに、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付に要する経費を補助

(2) 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

事業区分・事業名称	事業内容
重層的支援体制整備事業費	複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村における重層的支援体制整備事業費の

	実施を支援
生活困窮者自立支援事業費	生活困窮者の自立を支援するため、地域の実情に応じた生活困窮者支援関係団体等との連携等による相談支援や子どもの学習・生活支援等を実施
高齢者社会活動推進事業費（老人クラブ活動等社会活動促進事業費補助）	老人クラブ活動を通じて、高齢者自身の生きがいがづくりや健康づくりに加えて、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かした社会活動への参加を促進する事業に要する経費を補助
介護予防市町村支援事業費	市町村における介護予防事業の円滑な実施を支援するため、岩手県介護予防市町村支援委員会による助言や、市町村・地域包括支援センター等の事業費従事者への技術的支援・助言のほか、自立支援・重度化防止に向けた市町村等保険者の機能強化等を実施
地域包括ケアシステム基盤確立事業費	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた介護保険法に基づく市町村の取組の円滑な実施と安定的な運営を確保するため、関係団体と連携を図り、市町村等への支援を実施
老人福祉施設整備費補助	市町村、社会福祉法人及び医療法人が行う施設整備に要する経費を補助
介護施設等整備事業費	地域の介護ニーズ等に対応するため、市町村が行う地域密着型サービス等の施設整備事業等に要する経費を補助
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助	要介護高齢者や重度身体障がい者の在宅での自立した生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図るため、市町村が行う住宅改修に対する助成に要する経費を補助
障がい者自立支援事業費（都道府県地域生活支援事業費）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、都道府県が実施することとされている「専門性の高い相談支援事業」、「広域的な支援事業」、「サービス・相談支援者、指導者育成事業」等を実施
精神障がい者地域移行支援特別対策事業費	精神障がい者の地域移行を推進するため、地域生活への移行に向けた支援体制の整備や相談支援体制の強化、虐待対応体制の整備を実施
障がい者共生地域活性化支援事業費	障がい者の工賃水準の向上とあわせ、社会経済活動の担い手としての活躍を促進するため、障がい者が働く福祉的就労の場と一般企業や農林水産事業者等の一層の連携を支援

7 医療の確保

(1) 無医地区対策

事業区分・事業名称	事業内容
へき地医療対策費	へき地における地域医療を確保するため、へき地診療所等の医療機器整備、患者輸送車の整備・運行、へき地拠点病院等の

	運営を支援
医師確保対策費	医師の偏在解消や定着を図るため、奨学金制度の充実などによる計画的な医師の養成、確保に向けた取組を推進するほか、勤務医の離職防止や業務負担の軽減を図るため、医療機関における勤務環境の改善などの取組を支援

(2) 医療体制の整備

事業区分・事業名称	事業内容
安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業費	看護職員の安定的な確保・定着を図るため、看護師等学校養成所への進学動機づけや、県内就業の推進、働きやすい職場環境づくりなどに関する取組を実施
がん対策推進費（がん診療連携拠点病院機能強化事業費）	県内全域で質の高いがん医療が受けられるよう、がん診療連携拠点病院等が行う医療従事者研修や相談支援などの取組に要する経費を補助
母子保健対策費（周産期医療対策費等）（再掲）	総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、周産期母子医療センターの運営支援や周産期医療施設設備整備支援を実施するとともに、母体及び新生児の救急搬送時の連携を強化するため、医療用コミュニケーションアプリを活用して、救急現場の画像を共有しながら、救急隊や産科医療機関の間で情報連携を行う体制を構築
救急医療対策費（小児科救急医療体制整備事業費）	小児救急医療体制を確保するため、連携支援システムの運営、電話相談等の委託及び受入体制整備に要する経費を補助
救急医療対策費（ドクターヘリ運航事業費）	三次救急医療体制を補完するため、岩手医科大学が運営する岩手県高度救命救急センターのドクターヘリ運航を支援

8 教育の振興

(1) 施設の整備・活用

事業区分・事業名称	事業内容
生涯スポーツ推進費	県民が生涯にわたってスポーツを楽しめる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成や指導者養成、各種スポーツイベント開催等の取組を実施
スポーツ施設設備整備費	県民が安心してスポーツ活動ができる場を提供するため、県営スポーツ施設の計画的な維持・改修を実施
地域活性化スポーツ推進事業費	スポーツを通じた地域の活性化を図るため、スポーツイベント、合宿等の誘致や情報発信を強化し交流人口の拡大を図るほか、関係団体間の連携により、スポーツ振興に向けた取組を推進
被災地スポーツ交流推進事業	被災3県及び東京都の子どもたちとのスポーツ交流事業を通

費	じ、東日本大震災津波からの復興を広く伝えるほか、新たにラグビーを通じた全国の高校生との交流の場において震災学習等の機会を提供
学校・家庭・地域の連携協力推進事業費	地域の人材を活用した放課後の安全・安心な居場所づくりや家庭教育の支援など、学校・家庭・地域が連携した取組に要する経費を補助

(2) 教育機会の提供

事業区分・事業名称	事業内容
学校安全総合支援事業費	児童生徒の安全に関する資質・能力の育成のため、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、防災教育及び安全教育の取組を実施
いわての復興教育推進事業費	「いわての復興教育」プログラムに基づき全県的な復興教育を推進するため、いわての復興教育スクールの取組を内陸部に拡大するとともに、「いわての復興教育」副読本や絵本の英語版により国内外に復興教育を発信
いわて高校魅力化推進事業費 (協働体制推進事業費)	高校魅力化に取り組む民間団体と協働し、市町村の地域連携コーディネーターの配置促進や活動支援など、県立高校・関係機関等による「高校魅力化」の取組を推進
いわて高校魅力化推進事業費 (探究共創事業費)	高校と地元自治体や企業・大学等が協働し、地域や地域産業の持つ魅力や課題等に触れながら探究的に学ぶ機会を共創する魅力ある学校づくりへの取組を推進
県立学校復興担い手育成支援事業費	地域産業や復興を担う人材を育成し、生徒一人ひとりの進路の実現を支援するため、東日本大震災津波で被災した沿岸地域の高校生を対象とした専門教科の実技講習会や大学進学講座等を実施

(3) 情報通信技術等を活用した教育及び学習の充実

事業区分・事業名称	事業内容
学校教育DX推進事業費	ICTを効果的に活用した情報活用能力の育成や、GIGAスクール運営支援センターの運営、採点支援システムの導入、統合型校務支援システムの運用等、全県的な学校教育のDXを推進

9 集落の整備

事業区分・事業名称	事業内容
いわて地域おこし協力隊活動推進事業費 (再掲)	地域外の人材を県の地域おこし協力隊として委嘱し、地域の振興等に従事してもらうとともに定住・定着を図る取組を実施

地域おこし協力隊活動支援事業費 (再掲)	地域おこし協力隊経験者等を核としたネットワークや市町村と連携し、新たに中間支援組織等の関係団体相互の交流を推進するなど地域おこし協力隊の受入拡大、活動の充実及び任期終了後の定着に向けた支援を包括的に実施
活力ある小集落支援推進事業費	将来にわたり持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、人材・収入の確保やコミュニティ再生など、地域の課題解決に向けた住民主体の取組を促進
人口減少対応型過疎地域等政策支援事業費	小規模町村を中心に顕在化している課題等に専門的に対応する国の「過疎地域等政策支援員」制度を活用して市町村の伴走支援を強化することにより、課題の解消や関係人口の拡大を進め、人口減少対策を推進

10 地域文化の振興

(1) 文化芸術の振興等に係る施設の整備・活用

事業区分・事業名称	事業内容
岩手芸術祭開催費	県民の文化芸術活動の発表の場と鑑賞の機会を確保するとともに、文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、本県における文化芸術の祭典「岩手芸術祭」等を開催
障がい者文化芸術を生かした共生社会推進事業費	共生社会の推進を図るため、アール・ブリュット巡回展の開催に加え、新たに民間企業等と連携し、障がい者の文化芸術活動への理解増進を図る取組を実施
文化芸術イベント等映像配信事業費	県内の文化芸術の魅力を発信するため、デジタル技術を活用し、「岩手芸術祭」等の文化芸術関係イベントの映像配信等を実施
青少年芸術普及事業費	子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会を提供し、次世代の文化芸術の担い手の育成を図るとともに、豊かな創造性と情操を育むため、芸術鑑賞会の経費を負担
被災地児童生徒文化芸術支援事業費	被災した沿岸部の子どもたちが、優れた文化芸術を鑑賞できるよう、開催場所までの移動用バスを提供
復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業費	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが文化芸術に触れ合う機会を創出
いわての民俗芸能活性化交流促進事業費	本県の民俗芸能の魅力発信と、民俗芸能の保存・継承に向けた発表・鑑賞機会の確保のため、「民俗芸能フェスティバル」を開催
地域文化芸術活動支援事業費	本県の特徴ある文化資源を広く発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営するとともに、県内の文化芸術活動を推進するため、「文化芸術コーディネーター」を配置

(2) 担い手の育成

事業区分・事業名称	事業内容
復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業費 (再掲)	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが文化芸術に触れ合う機会を創出
障がい者文化芸術を生かした共生社会推進事業費 (再掲)	共生社会の推進を図るため、アール・ブリュット巡回展の開催に加え、新たに民間企業等と連携し、障がい者の文化芸術活動への理解増進を図る取組を実施
障がい者芸術活動支援事業費	障がい者の文化芸術活動を支援する人材の育成や、関係者のネットワーク形成を行うため、「障がい者芸術活動支援センター」による支援活動を実施
青少年芸術普及事業費 (再掲)	子どもたちが優れた文化芸術に触れる機会を提供し、次世代の文化芸術の担い手の育成を図るとともに、豊かな創造性と情操を育むため、芸術鑑賞会の経費を負担
被災地児童生徒文化芸術支援事業費 (再掲)	被災した沿岸部の子どもたちが、優れた文化芸術を鑑賞できるよう、開催場所までの移動用バスを提供
地域文化芸術活動支援事業費 (再掲)	本県の特色ある文化資源を広く発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営するとともに、県内の文化芸術活動を推進するため、「文化芸術コーディネーター」を配置

11 再生可能エネルギーの利用推進及び自然環境の保全・再生

(1) 自然的特性を生かしたエネルギーの利用

事業区分・事業名称	事業内容
再生可能エネルギー導入促進事業費	エネルギーの地産地消に向け、市町村の実行計画策定等に対する支援を実施するほか、事業者の自家消費型の太陽光発電設備の導入に要する経費を補助

(2) 地域に存在する資源を活用した再生可能エネルギーの利用推進

事業区分・事業名称	事業内容
水素利活用推進事業費	再生可能エネルギー由来の水素利活用を促進するため、産業部門における水素による燃料転換に向けた需要側と供給側のマッチングのほか、県民・事業者への理解促進等を実施

(3) 自然環境の保全及び再生

事業区分・事業名称	事業内容
水と緑の活動促進事業費	水環境の保全や健全な水循環を確保するため、活動団体等の

	顕彰のほか、流域協議会の取組を支援
--	-------------------

Ⅲ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

過疎市町村の持続的発展を図るため、県が行う財政上の措置は次のとおりとする。

- 1 過疎市町村において県が本計画に基づいて実施する国道（知事管理分）、県道（都市計画道路整備事業費を除く。）、農道、林道及び漁港関連道の整備事業費に係る市町村負担金は免除するものとする。
- 2 自治振興基金の貸付けに当たっては、過疎市町村に対する貸付利率を引き下げるなど条件等を優遇するとともに、情報化の推進、地域間交流、地域文化の振興等など過疎市町村の持続的発展に資する活用が図られるよう配慮するものとする。
- 3 市町村等が実施する各種事業費について、県単独補助を行っているが、これらの制度の運用に当たっては、過疎市町村に対して重点的に配慮するものとする。
- 4 地域経営推進費の運用に当たっては、分権型社会の構築と地域の自立を支える産業の振興を図るため、過疎市町村の持続的発展に資する活用が図られるよう配慮するものとする。